○中部地方整備局告示第四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十二年中部地方整備局告示第二十五号名古屋都市計画道路事業三・三・二百五十七号瀬戸大府東海線

三　事業施行期間　自平成二十二年三月一日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千五百十六号名古屋都市計画道路事業三・三・二百五十七号瀬戸大府東海線

三　事業施行期間　自平成十二年十二月二十八日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三重県三重郡朝日町大字小向字白部子四一番一から四日市市采女町字清水二九九八番一八まで	前	九・六〇～一二〇・〇〇メートル	一七・四三二キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 B	九・七五～一七六・〇〇メートル		
	後 A	九・六〇～一二〇・〇〇メートル	一七・四三二キロメートル	
	後 B	九・七五～一七六・〇〇メートル	一一・六八八	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

○中部地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
一号	四日市市富士町四〇四七番五から同市金場町三八七三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十一日

○中部地方整備局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十一号	飛騨市神岡町土字穴栃二一二番二地内	中部地方整備局及び同局高山国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月三十一日

○中部地方整備局告示第五十二号

平成二十九年四月一日付けで次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
伊賀市荒木字川原四二五番から同市荒木字川原四四八番一まで	前	三三・三二～六五・八七メートル	〇〇四三キロメートル	
	後	二五・七五～六一・五七	〇〇四三	
伊賀市西明寺二七九六番一から同市西明寺二七八九番一まで	前	五七・九五～七六・一八	〇〇・一三七	
	後	四六・八九～七六・一八	〇〇・一三七	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

○中部地方整備局告示第五十三号

平成二十九年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

中部地方整備局長　塚原　浩一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
美濃加茂市加茂川町二丁目字平塚三二四四番一から岐阜県加茂郡川辺町石神字八反田五二四番二まで	前	九・五〇～五四・〇〇メートル	一〇・〇九一キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	一〇・一四～一四六・〇〇	九・二五七	
	後 B	一〇・一四～一四六・〇〇	九・二五七	
岐阜県加茂郡川辺町石神字八反田五二四番二から同町石神字五反田六〇二番三まで	前	三五・三九～四五・〇〇	〇・二〇〇	
	後	二三・三六～三一・一〇	〇・二〇〇	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○近畿地方整備局告示第七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、大阪府知事と共に都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

近畿地方整備局長　池田　豊人